

令和6年3月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
1	市民税について	<p>松阪市外に住んでいますが松阪の市民税が届きます。これは何故でしょうか？本籍が松阪だからでしょうか？今は働いていずに、職を探していますが、職をしていた時もこれが来ているのですが、社会保険に入っているにもかかわらずこれは取られるのでしょうか？何故でしょうか</p>	<p>お電話をさせていただいたところ、ご連絡が取れませんでしたので一般的な内容で回答させていただいております。</p> <p>市民税・県民税（以下、市民税）は1月1日時点に住民票が置かれている市町村で前年分の収入に対して課税することとなっています。お手元に届いた納付書が令和5年度分であれば、令和5年1月1日時点のご住所が松阪市であったため当市からお送りしているものと思われます。</p> <p>また、在職中に市民税が給与天引きになっていた方で、お勤め先を退職されたことにより給与天引きできなくなった分がある場合は、その分を納付書にて納付いただくことがあります。</p> <p>なお、社会保険は健康保険等の制度で、市民税とは異なる制度となりますのでご了承ください。</p>	<p>市民税課 電話：53-4028</p>
2	愛宕川河川敷の猫小屋について	<p>愛宕川の河川敷(末広町公園の対岸のアパート脇)に数ヶ月前から猫小屋が設置されており、騒音や足あと等に悩まされています。餌も置きっぱなしなので、夏になると臭い等も心配です。河川敷は市の管理区域かと思しますので、撤去をお願いします。</p> <p>(参考) すくなくとも白黒の猫が1匹住んでいます。黒猫一匹も近くにいました。自転車で乗ったおばさんが餌やりをしているところを確認しています。</p>	<p>先日、「市民の声」でご意見いただきました河川敷の猫小屋の件ですが、令和6年3月18日に小屋を設置された方と、直接面談をいたしました。</p> <p>地域猫の保護活動をされているとの事でしたが、猫小屋を撤去するようお願いした次第です。撤去されるまで今しばらくお待ちいただくようお願い致します。</p>	<p>下水道建設課 電話：53-4159</p>

令和6年3月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
3	高い	夜お風呂入る位で4000円も水道料金がかかる。高過ぎる	<p>水道料金はお住まいの市町によって異なり、松阪市では水道メーターの検針と料金の請求を隔月で行い、公共下水道を利用されている場合には、上下水道料金として下水道使用料と合わせて2ヶ月分の金額を隔月でご請求させていただいております。</p> <p>水道料金は水道メーターの口径によっても異なり、あなた様のご利用の状況によりましては下水道使用料と合わせた上下水道料金としてご請求させていただいている場合もございます。お使いの水道の使用水量については、水道使用量のお知らせや添付の水道料金表でご確認をいただけたらと思います。</p> <p>松阪市上下水道部では、今後とも市民の皆様にご信頼される、安全で安定した水道事業の構築を目指すとともに、経営の効率化・健全化に取り組んでまいりますので、ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>上下水道総務課 電話：53-4372</p>
4	住民自治協議会名称について	<p>松阪市には43の住民自治協議会がありますが、各地区の名称が異なります。 本来なら〇〇住民自治協議会が正しいと思うが地区によっては〇〇住民協議会 〇〇まちづくり協議会とあるのは何故ですか？ また、各地区のサイトを観ると常に内容を更新されている地区もあれば、まったく更新されていない地区があるが指導不足ではないですか。</p>	<p>住民自治協議会設立にあたり開催されました住民自治協議会設立準備委員会において、地域を包括する組織の名称は「住民自治協議会」としてしています。ただし、呼称についてはそれぞれの地域で定めることができると協議報告されており、地域では総会の承認をもって呼称の決定をおこなっていただいております。</p> <p>住民自治協議会の情報発信は、地域の住民同士が共通の情報を共有し、社会的なつながりを保ちながら、お互いに協力し合う関係を地域で築き地域活動を活発化していくための重要な手段であると考えます。</p> <p>市といたしましては、住民自治協議会の地域活動を支援していくよう努めていきたいと考えております。</p>	<p>地域づくり連携課 電話：53-4384</p>

令和6年3月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
5	松阪市のかかりつけ小児科病院の将来について	<p>松阪市の小児科医師の高齢化が気になっています。10年後には松阪市のほとんどの小児科医師が引退されているのではないのでしょうか。</p> <p>小児科医を志す方がそもそも少ないこともあり、これから開業する医師もいないのではないのでしょうか。事実、ここ10年で新しく開業された方はいないのでは？このままでは松阪市が委託している病児保育もできなくなるのではないのでしょうか。</p> <p>松阪で安心して子育てしていく上で、信頼できるかかりつけの小児科の存在は必ず必要です。皆さんが引退されて小児科がなくなってからでは手遅れです。松阪市として、この問題について今現在考えていることや対策などはありますか？</p> <p>救急医療ももちろん大切ですが、そもそも日中のうちにかかりつけ医対応にするのが基本のはずです。小児科が数少なくなりかかりつけ医を持たず、夜間や休日に救急に駆け込むということが起きれば本末転倒ではないのでしょうか。</p> <p>私だけではなく、松阪市の小児科の今後について不安を抱かれている方は大勢いらっしゃると思います。是非、この件に関して考えをお聞かせいただきたいと思っています。お忙しいとは思いますがよろしく願いいたします。</p>	<p>市の各種施策へのご理解、ご関心をいただきありがとうございます。</p> <p>また、この度は、小児科医療に関しまして、貴重なご意見をいただき、重ねましてお礼を申し上げます。</p> <p>ご指摘いただきましたとおり、現在、松阪市における地域医療に係る課題の一つとして、「小児科医の高齢化等」を認識しております。</p> <p>同時に、このことは、県下近隣他市に対しまして聞き取り等を行うも、（他市におきましても）総じて同様の状況であることも確認しております。</p> <p>安心して子どもを育て、子どもの心身の健康を守っていくためには、子どもの病気やケガについて身近で相談・受診できる「かかりつけ医」が必要かつ重要であると考えております。</p> <p>現在、市といたしましても少子化対策に加え、松阪地区医師会や地区内の小児科開業医や基幹病院と協議を行うとともに、他市における小児医療についての情報収集等を行い、将来に亘り、安心して小児科医療を提供していく方策を検討しております。</p> <p>市としても充実した環境が確保できるよう、保健・医療・福祉・教育分野の連携により、総合的かつ継続的な施策を進めていきたいと考えております。</p>	健康づくり課 電話：23-1364

令和6年3月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
6	件名なし	<p>先程障害者手帳の証明を頂きにいきましたが、これまでも普通に対応して出して頂きましたが、今回担当された職員さんより手帳のコピーでよいやらと色々と言われてしまいました。再就職に当り扶養異動届けに必要でしたので前の時も普通に出して頂いたのになぜなのかが不明です。家族が行っているのだから悪用する共思われて罪役間があります。むやみやたらと出して頂いて頂いても無く何に必要かを説明しても出してくれないのか悪用すると思われたいようです。何の貯めに仕事されているのですか？身分証明も提出して居るし又同居の家族の者を貰いに行っているのに理解できません。</p> <p>余りにも理屈ばかり言われるので、もう良いと言ってその場離れましたが、追っていることも無く職員も本人が良いと言われるならと思われて自分自身納得されたようです。私ならそのような時は自分の対応が悪かったからか、説明が悪かったからかとか考えて後を追って行きますがね。市役職員なら自覚を持って頂きたいとおめいます。そこに至るまでに、対他の対応が終わった職員さんの対応がスムーズに話し掛けて頂きたい気お使って対応して頂いたのがすくいでした。マイナンバーカードで対応出来るなら市役所まで来ません。職員の仕事増やす事にもなりますからです。自分で出来るなら自分でマイナンバーカードを使って出せば良いですからね。</p> <p>対応した職員さんにももう少し対応の仕方を説明して頂きたく上司の方にも連絡して再度指導して頂きたいと思ひます。</p>	<p>今回の窓口での対応について、お客様にご不快な思いをさせてしまい申し訳ありませんでした。</p> <p>ご意見いただきました内容について、課内でも共有をし、今後、このような事態が起こらないよう、ご来庁いただいた皆様に対して丁寧なご説明をすることについて窓口を担当する職員間で研修をしたところです。</p> <p>ご迷惑をお掛けしたことを心よりお詫び申し上げますとともに、今後も松阪市行政におきましてご理解とご協力をお願いいたします。</p>	<p>障がい福祉課 電話：53-4082</p>

令和6年3月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
7	松阪市議会の件	<p>1 昨年9月の市議会で 市民が補聴器購入に係わる補助金制度の請願が満場一致で採択されましたが、いつから具現化できるのか教えてください</p>	<p>① 補聴器購入に係る補助金制度について 令和4年9月定例会において採択されました「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願」について、市議会側での対応としましては、議決後ただちに議長から市長に対し内容を送付しています。 その後の執行部側の対応につきましては、担当課（高齢者支援課）からの回答文書を同封しておりますので、そちらをご参照ください。</p> <p>【高齢者支援課】 お手紙を頂いた通り、令和4年9月議会において「加齢性難聴の補聴器助成に対する公的補助制度の創設を求める請願」が採択されたことを受け、当市の「耳の聞こえ」の実態について、「第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」策定において実施する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を令和5年3月に市内の65歳以上の要介護認定者を除く3,000人に対して実施し、その質問項目に耳の聞こえや補聴器装着の質問項目を設け、調査を実施しました。 また、令和5年度に三重県内14市の状況について確認したところ、補聴器の助成制度を実施している市は、現在のところないのが現状であります。 補聴器助成につきましては、引き続き先行自治体の取り組みも研究し、市としての助成事業の優先度も考え精査していきたいと考えます。</p>	<p>議会事務局 電話：53-4433</p> <p>高齢者支援課 電話：53-4088</p>

令和6年3月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
7	松阪市議会の件	<p>2 令和5年11月21日付けで住民自治協議連合会より「松阪市議会のあり方に関する意見書」が議長宛に提出されました 今後の市議会をどうしていくのか議会で検討されたと思うますで、その内容について教えてください 尚、定数28名から20名への減員につきましてはきわめて妥当と思います</p> <p>3 市議会の選挙が4年ごとに実施されます 年々低投票率の状況です 民意を市政に反映させることは市民の要望ですが有権者が市議選へ多数参加できるように市議会としての考え方があれば教えてください</p>	<p>② 「松阪市議会のあり方に関する意見書」への対応について 令和5年12月12日開催の議会運営委員会において、上記の意見書の提出を受けて協議を行い、議員定数等について専門的知見を活用するなどして検討を行っていくべきとの意見で一致しました。 その後、令和6年2月29日開催の議会運営委員会で、令和6年12月までを目途に「議員定数」、「議員報酬」、「政務活動費」について議会改革特別委員会で検討していくことが決定され、現在、議会改革特別委員会作業部会で具体的な検討が始まっているところです。</p> <p>③ 投票率低下に関する考え方について 選挙の投票率が低下傾向にあることは、市議会としても残念なことと感じています。投票率の回復に向けて市議会ができることは、市議会で話し合われていることが市民の皆様の生活に密接に関わっていることを知っていただき、興味を持っていただくことで、一番身近な選挙である市議会議員選挙への関心を高めることであると考えています。 議会の見える化の新しい取り組みとして、令和5年11月定例会から委員会のインターネット（YouTube）中継を開始しました。その他、議会報告会などの広報広聴活動や、未来の有権者である小中学生の社会見学の積極的な受け入れ等を通じて、市議会の活動により興味を持っていただけるよう取り組んでまいります。</p>	<p>議会事務局 電話：53-4433</p>

令和6年3月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
8	産業文化部文化課さんへ！	<p>1) 本年3月15日、国の文化審議会において、宝塚一号墳出土埴輪が国宝決定されました。25年前に出土した時は全国から沢山方おみえになったと記憶しておりますすでに計画されてみえると思いますが、国宝指定に伴う記念行事、例えば①記念講演会 ②シンポジウムetcの開催していただき松阪を日本じゅうに発信し、交流人口をふやす必要があるのでは官民が協同できるような取組みをお願いします</p> <p>2) “松阪の文化財”の改訂新版の発行を 現行のものは合併時に刊行されたものです。20年近く経過しますが、それ以降文化財として多くの物が国・県・市の指定されております。松阪市民が又子供たちが、文化にふれるものにもなるのではないかと思います。近年は、国内だけではなく、海外からも多くの方が松阪にお見えになります 松阪牛・茶・祭、といった観光目的に耐えられるような内容も含めたものとして検討いただきたい</p>	<p>(1) 国宝決定に伴う講演会やシンポジウムの開催について 国宝決定に伴うイベントの必要性は理解しており、今後文化財センターを中心に各種のイベントを企画したいと考えております。詳細が決まりましたらポスター・チラシ・広報まつさか等でアナウンスをさせていただきますので、その際はぜひご来場いただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(2) 「松阪市の指定文化財案内」の改訂について 平成18年に発行し、指定文化財を紹介する冊子として広くご活用いただいております。しかしながら発行後15年以上が経過し、その内容を見直すことについてはご指摘いただいたとおりでございます。今後につきましては、内容を再考し、改定の準備を前向きに検討してまいりたいと存じます。</p>	<p>松阪市文化財センター 電話：23-7330</p> <p>文化課 電話：53-4393</p>